令和2年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当内訳書

総務省自治税務局都道府県税課長通知「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費について下記のとおり明示します。

(歳 入)

地方消費税交付金	757,180	千円
うち社会保障財源化分	412,076	千円

(歳 出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費	6,857,825	千円

【経費の内訳】　(単位:千円)

経費名		経費	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	2,484,204	835,771	78,900	96,321	1,473,212	**149,314**
	児童福祉費	2,796,674	1,105,147	36,900	241,689	1,412,938	**143,205**
	生活保護費	302,216	224,560	0	0	77,656	**7,871**
	小計	5,583,094	2,165,478	115,800	338,010	2,963,806	**300,390**
衛生費	保健衛生費	749,637	27,251	107,700	32,417	582,269	**59,015**
	清掃費	525,094	0	0	5,412	519,682	**52,671**
	小計	1,274,731	27,251	107,700	37,829	1,101,951	**111,686**
合計		6,857,825	2,192,729	223,500	375,839	4,065,757	**412,076**

「社会保障4経費」・・・ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策